

大都市財政の実態に即応する財源の拡充 についての重点要望（平成17年度）

財政需要が増大する中であって、大都市においては、行財政の効率化などに格段の努力を払っておりますが、その財政運営は極めて厳しい状況にあり、自主財源の拡充強化を図ることが何よりも重要であります。

本年6月に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、「三位一体の改革」に関しましては、国から地方へ概ね3兆円規模の税源移譲を目指すことなどの政府の方針が示されておりますが、大都市が自主的・自立的な行財政運営を行うためには、国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とした三位一体の改革により真の地方分権を推進し、新しい時代にふさわしい大都市税財政の確立を図ることが急務であります。

つきましては、下記事項について格別のご配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

真の地方分権を実現するため、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、所得税・消費税・法人税の複数の基幹税からの税源移譲を柱とする真の三位一体の改革を着実に推進し、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税源の充実確保を図ること。

このため、現在、国・地方間の租税配分が3：2であるのに対して、実質配分ではこれが1：4と逆転している実態を踏まえ、基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の租税配分を当面1：1とするよう速やかに税源配分を是正すること。

については、「三位一体の改革」の一環として、まずは平成18年度までに所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲を確実に実施すること。さらに、平成19年度以降においても、消費税、法人税も含めた基幹税からの税源移譲の早期実現など、改革を継続すること。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

基礎自治体である市町村、とりわけ指定都市の税収入の伸びは相対的に低い状況にあり、大都市特有の財政需要に対応するため、大都市においては、法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受していること及び消費流通活動が活発に行われていることを勘案して、都市税源、特に法人所得課税、消費・流通課税などの配分割合を拡充強化すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

大都市においては、国・道府県道の管理その他事務配分の特例が設けられ、道府県に代わってこれらの事務を行っていること、また、県費負担教職員給与費が指定都市に移管されようとしている状況等を考慮し、大都市特例税制を創設すること。

4 国庫補助負担金及び地方交付税の改革

国庫補助負担金の廃止・縮減にあたっては、地方が示した具体案に基づき改革を進め、必ず税源移譲につなげるとともに、地方の自由度の拡大のため、国の関与を速やかに廃止・縮減すること。

とりわけ、義務的事業にかかる経費については、その全額を移譲するとともに、公共事業関係の国庫補助負担金についても、税源移譲の対象とすること。

なお、生活保護費負担金の負担率の引下げのような地方の自由度の拡大につながらず、単なる地方への負担転嫁に過ぎない国庫補助負担金の廃止・縮減は、絶対に行わないこと。

地方交付税の改革については、単に総額を抑制するのではなく、地方からの意見を踏まえ、地方のあるべき行政サービスの水準について十分な議論を行ったうえで、その安定的供給のため、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく、双方を重視すること。

平成 16 年 10 月

指 定 都 市